

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月12日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	050-4561-2573
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型） アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり/年2回決算型） アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型） アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/年2回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	各ファンドにつき 継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）
アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／年２回決算型）
アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／毎月決算型）
アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／年２回決算型）

以上を総称して「アムンディ・ストラテジック・インカムファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

略称として「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」、あるいは「毎月決算型」「年２回決算型」、また「為替ヘッジあり／毎月決算型」「為替ヘッジあり／年２回決算型」「為替ヘッジなし／毎月決算型」「為替ヘッジなし／年２回決算型」という場合があります。

愛称として「ボンドアクセル」という名称を用いることがあります。また、略称は愛称と合わせて表示する場合があります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）または委託会社にお問合せください。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は2.2%（税抜2.0%）となっております。

詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託の取得のお申込みを行うこと）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンド間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2024年12月13日から2025年6月12日まで

ただし、ファンドの申込受付不可日 に当たる場合は、お申し込みできません。

ニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、12月24日または委託会社が定める日である場合を指します。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

*販売会社によっては、お取扱いコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額 を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(1 0) 【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みの際には、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 内外 / 債券に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表 < 毎月決算型 / 年2回決算型共通 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産（転換社債） 資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表 < 毎月決算型 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	<為替ヘッジあり> あり
	年6回 (隔月)	欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		
	年6回 (隔月)	オセアニア		
不動産投信	年12回	中南米		<為替ヘッジなし>
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))*	(毎月)	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
資産複合 ()	日々	中近東(中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表 < 年2回決算型 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	<為替ヘッジあり> あり
	年6回 (隔月)	欧州		
	年6回 (隔月)	アジア		
	年6回 (隔月)	オセアニア		
不動産投信	年12回	中南米		<為替ヘッジなし>
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))*	(毎月)	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
資産複合 ()	日々	中近東(中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（債券 一般））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券一般を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、5,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1 米ドル建を中心とする世界各国のさまざまな種類の公社債等を実質的な主要投資対象とします。

- ファンドは外国投資信託「Amundi Funds ストラテジック・インカム」（以下「外国投資信託」といいます。）への投資を通じて、主として米ドル建を中心とする世界各国のさまざまな種類の公社債等に投資します。また、国内投資信託「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」にも投資します。

2 外国投資信託において、市場分析等に基づく機動的な資産配分と、調査・分析に基づく銘柄選択により、好水準のインカムゲインとキャピタルゲインの獲得を目指します。

- 外国投資信託の運用は、アムンディ・アセットマネジメント・US・インク*が行います。
- 外国投資信託が投資する公社債等の平均格付は、原則として投資適格とします。

※アムンディ・アセットマネジメント・US・インクは、規制当局の承認および同社の顧客の同意等を条件として、2024年第4四半期～2025年初頭を目途にピクトリー・キャピタル・ホールディングス・インクの傘下に統合される予定です。なお、統合後においても外国投資信託の運用にかかる基本方針や体制、プロセス、手法に変更はありません。

3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」があります。それぞれについて「毎月決算型」、「年2回決算型」があり、合計で4つのファンドがあります。**為替ヘッジ**

「為替ヘッジあり」は、原則として外貨建資産について米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

「為替ヘッジなし」は、原則として為替ヘッジを行いませんので、外貨建資産の通貨の為替変動の影響を直接受けます。

決算

「毎月決算型」は毎決算時（原則として毎月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、分配方針に基づいて分配を行います。また、3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行う場合があります。

「年2回決算型」は毎決算時（原則として毎年3月と9月の各12日。休業日の場合は翌営業日。）に、分配方針に基づいて分配を行います。

「毎月決算型」と「年2回決算型」の分配額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

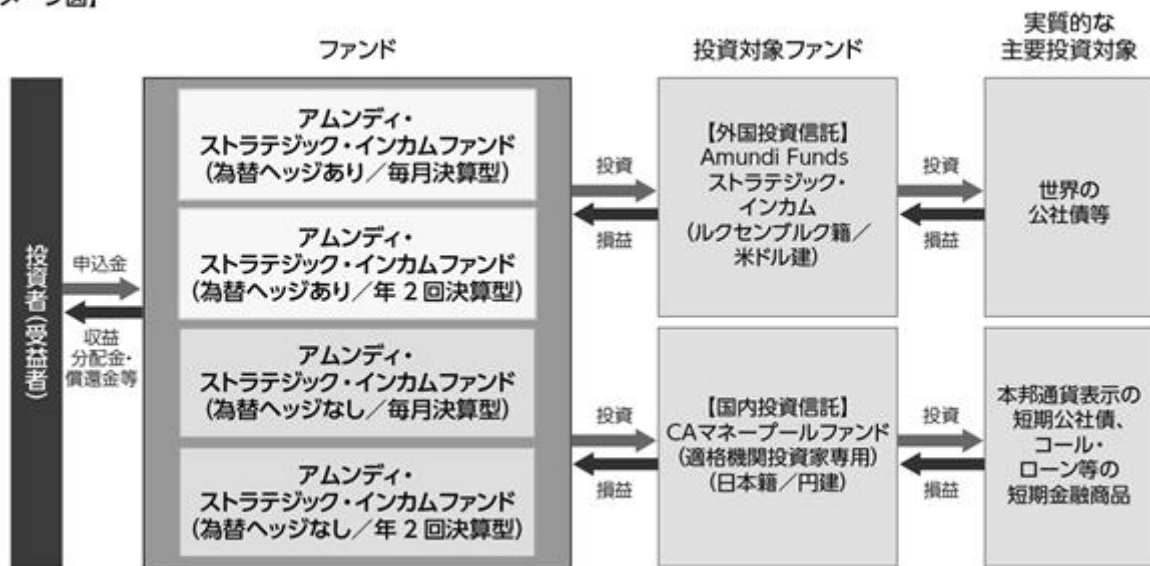
2017年5月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

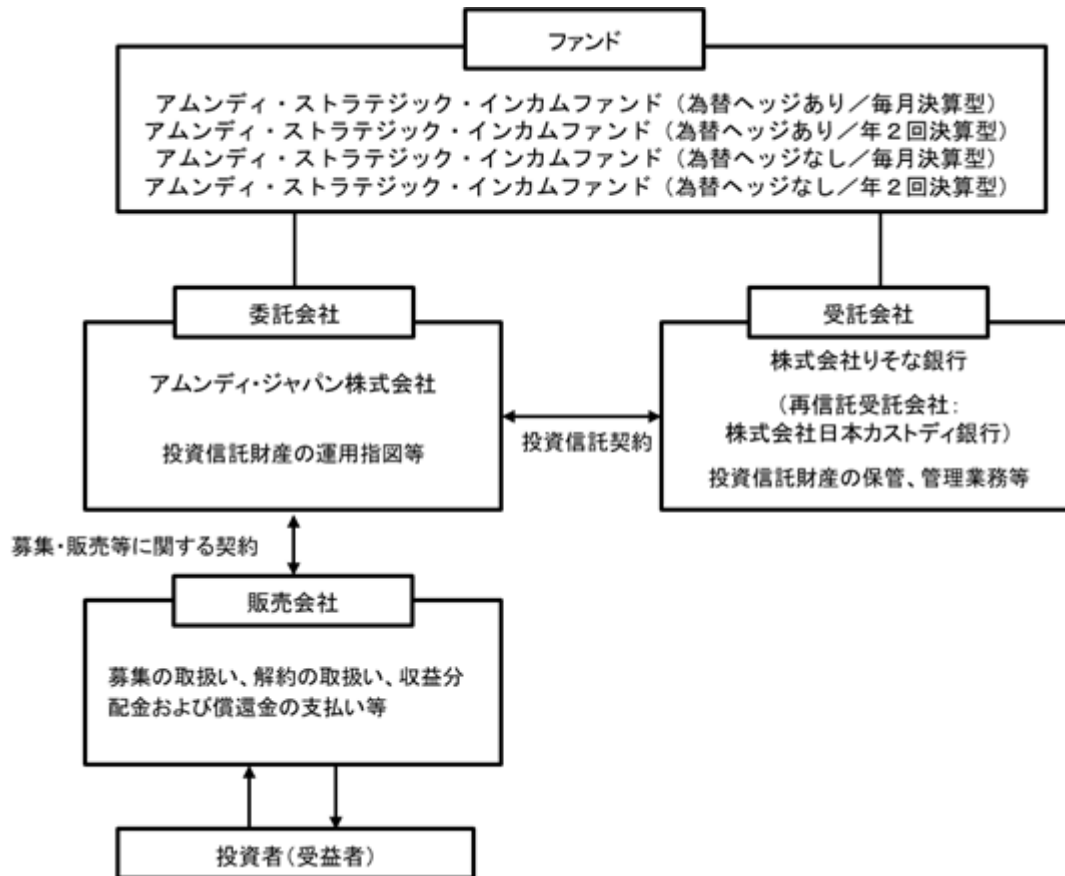
【イメージ図】



*各ファンドの外国投資信託の投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概要

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度

<為替ヘッジあり>

(イ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。

(ロ) 投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の公社債等へ実質的に投資を行い、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ハ) 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。ただし、指定投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託（米ドル建）<毎月決算型/年2回決算型 共通>

「Amundi Funds ストラテジック・インカム I4 USD QTD」

2. 日本籍投資信託（円建）<毎月決算型/年2回決算型 共通>

「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」

(ニ) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ホ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

(ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<為替ヘッジなし>

(イ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な投資は、投資信託証券への投資を通じて行います。

(ロ) 投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の公社債等へ実質的に投資を行い、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ハ) 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。ただし、指定投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. ルクセンブルク籍会社型投資信託（米ドル建）<毎月決算型/年2回決算型 共通>

「Amundi Funds ストラテジック・インカム I4 USD QTD」

2. 日本籍投資信託（円建）<毎月決算型/年2回決算型 共通>

「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」

(ニ) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ホ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

(ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔投資対象ファンドの選定方針〕

委託会社は、アムンディ内外で運用される世界各国の公社債等を主要投資対象とするファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が各ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 各ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として指定投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

主要投資対象とする投資信託証券の概要

外国投資信託	
ファンド名	Amundi Funds ストラテジック・インカム
ファンドの形態	ルクセンブルク籍/会社型投資信託(米ドル建)
主要投資対象	世界各国の公社債等
投資方針	<p>①主として世界各国のさまざまな公社債等*に投資します。 ※国債、政府機関債、地方債、投資適格社債、ハイイールド社債、モーゲージ証券、資産担保証券、バンクローン、新興国債券、転換社債等を指します。公社債等へはデリバティブを通じて投資する場合があります。</p> <p>②「市場分析等に基づく資産配分」と「調査・分析に基づく銘柄選択」により運用を行います。</p> <p>③投資する公社債等の平均格付は、原則として投資適格とします。</p>
運用プロセス	<p>—— トップダウン ——</p> <p>マクロテーマ・見通し ●</p> <p>資産配分 ●</p> <p>ポートフォリオ構築 および リスク管理 ●</p> <p>銘柄選択 ●</p> <p>企業調査および分析 ●</p> <p>—— ボトムアップ ——</p> <p>マクロ経済情勢や市場動向を調査し、各資産のバリュエーションやファンダメンタルズを分析、今後の投資テーマを策定。</p> <p>ポートフォリオ全体に与えるリスクを考慮した上で、各資産のリスクやさまざまなリスク要因が適切となるように資産配分を決定。</p> <p>ポートフォリオの投資目的や投資制限に沿って、債券種別間の低相関を考慮してポートフォリオを構築し、ポートフォリオのリスクを継続的にモニタリング。</p> <p>各資産の投資ユニバースの中から、トータルリターンや価格上昇の可能性とともに下落リスクを判断し、銘柄を選択。</p> <p>定量分析を用いて、企業などの発行体を選別し、ポートフォリオの投資テーマに沿った投資ユニバースを決定。</p>
投資顧問会社	アムンディ・アセットマネジメント・US・インク

国内投資信託	
ファンド名	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンドの形態	日本籍/契約型投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

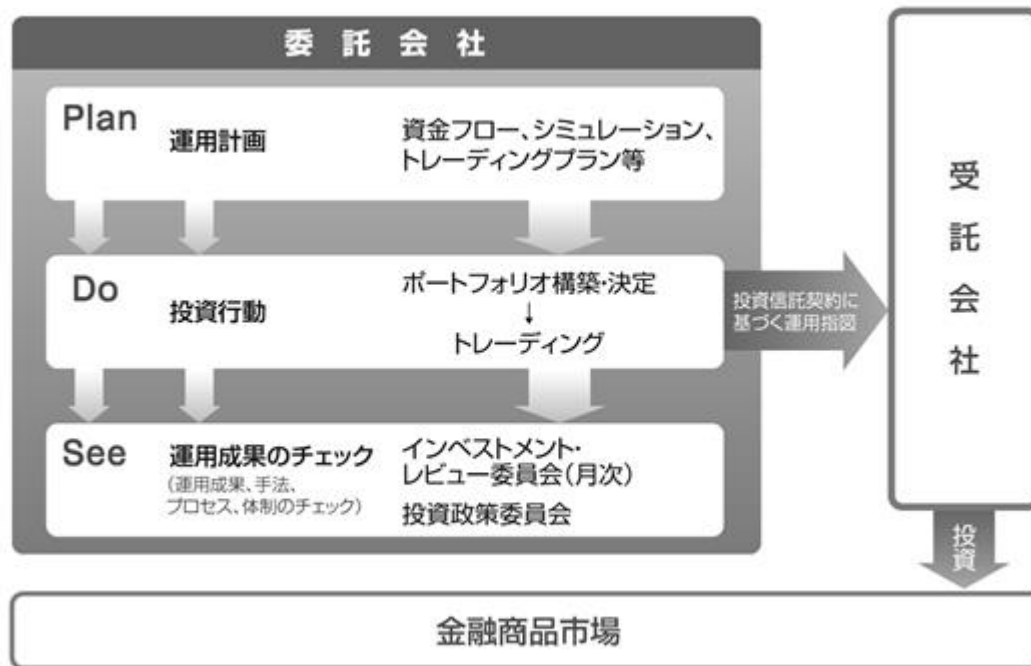
◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネジャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



- * 委託会社の運用成果のチェック・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

< 毎月決算型 >

毎決算時（原則として毎月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- (a) 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- (b) 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 年2回決算型 >

毎決算時（原則として毎年3月12日および9月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- (a) 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- (b) 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配< 毎月決算型 / 年2回決算型共通 >

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- () 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払< 毎月決算型 / 年2回決算型共通 >

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の

取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金に関する留意事項

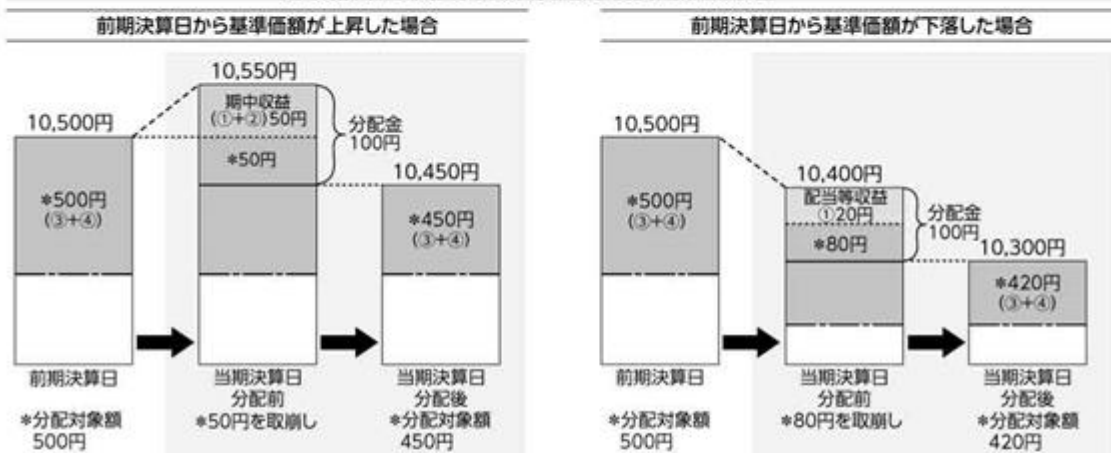
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】**投資信託約款に基づく投資制限**

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動しません。したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

公社債等の価格は、市場金利や信用度の変動等の影響を受けて変動・下落します。また、住宅ローン債権を証券化したモーゲージ証券が、住宅ローンの借り手により繰上返済された場合は、当該証券の価格が変動・下落することがあります。その場合、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体や取引先等の財務状況が悪化した場合や債務不履行が生じた場合等、またはこれらが予想される場合には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利息や償還金の支払いが遅延または履行されないことがあります。この場合、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。投資適格に満たない有価証券等に投資を行う場合には、投資適格の有価証券等と比較して信用リスクは相対的に高くなります。

為替変動リスク

一般に外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、外貨建資産の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<為替ヘッジあり>

外貨建資産に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行う際、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の金利差相当分の費用（為替ヘッジコスト）がかかることにご留意ください。

主要投資対象とする外国投資信託では、米ドル以外の通貨を保有することがあります。このため、当該米ドル以外の通貨が米ドルに対して下落した場合、基準価額が下落する要因となります。

<為替ヘッジなし>

外貨建資産に対して、為替ヘッジを原則として行いません。したがって、当該外貨の為替レートの変動の影響を受けます。

流動性リスク

短期間での大量の換金や有価証券等を売買しようとする際に、市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、市場に混乱が生じた場合、または取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合等には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引を余儀なくされることや取引ができない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引規制が変更あるいは設けられた場合等には、投資した資金の回収が困難になったり、有価証券等の価格が大幅に下落することがあります。この場合、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。一般に新興国への投資は先進国と比較してカントリーリスクはより高くなる可能性があります。

上記のほか、各ファンドが実質的な投資対象とする、相対的に格付の低いハイイールド社債、モーゲージ証券・資産担保証券、バンクローンおよび転換社債等への投資は、国債など相対的に格付の高い公社債と比較して、価格変動リスク、信用リスクおよび流動性リスクが高くなる可能性があります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

各ファンドの繰上償還

各ファンドにつき、投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

流動性リスクに関する留意事項

各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

○投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

○投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大な

コンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

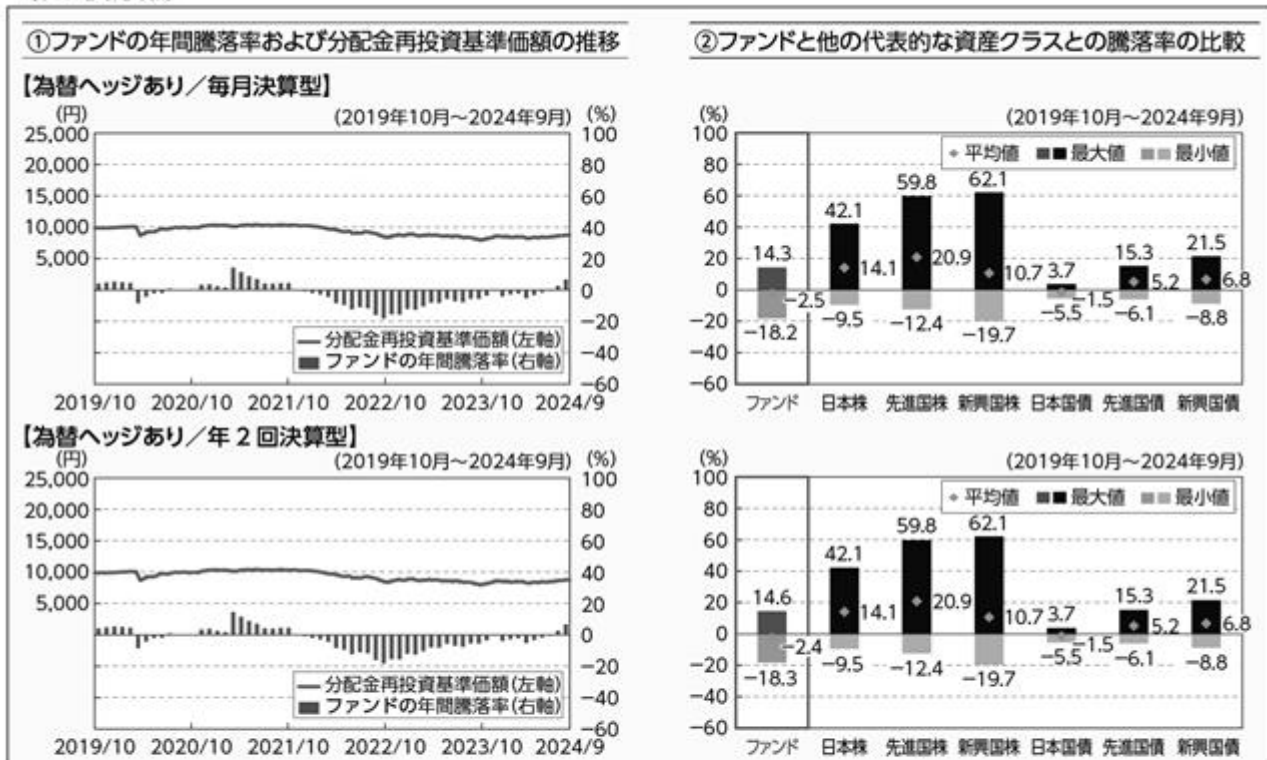
前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

なお、流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

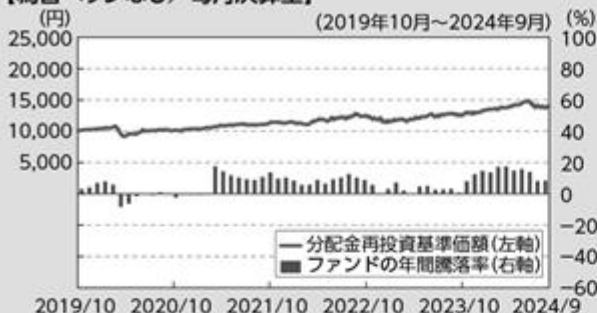
(参考情報)



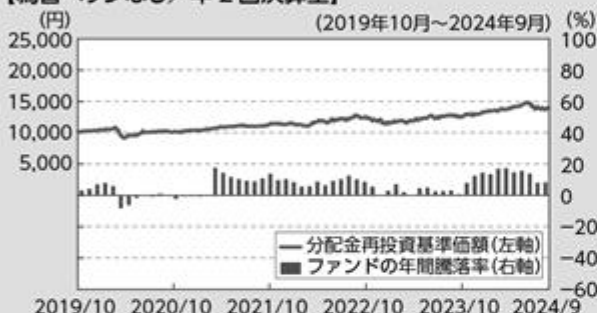
(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

【為替ヘッジなし／毎月決算型】



【為替ヘッジなし／年2回決算型】



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 *②の各グラフは、2019年10月から2024年9月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
 *②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIEマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIEマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRIC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRICに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

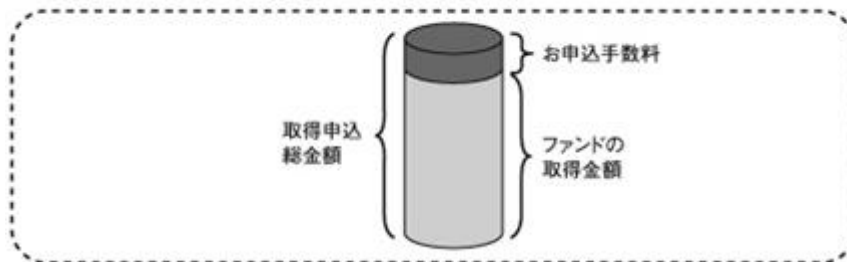
申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
2.2%（税抜2.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、その換金の申込受付日に、他の投資信託取得申込を行うこと）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいたファンドのうち、当該販売会社が指定するファンドとの間において可能です。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.232%（税抜1.12%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次のとおりとします。

[信託報酬の配分]

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.39%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.70%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。各ファンドが投資する指定投資信託証券の報酬の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た金額となります。

各ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬
「Amundi Funds ストラテジック・インカム」	年率0.58%以内
「CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)」	年率0.385%（税抜0.35%）以内 各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1．当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2．当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合の各ファンドの実質的な負担の上限は、年率1.812%（税込）となります。

各ファンドの信託報酬年率1.232%（税込）に、投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.58%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受けの代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は委託会社が定める期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）のほか、管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2024年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。
- 換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

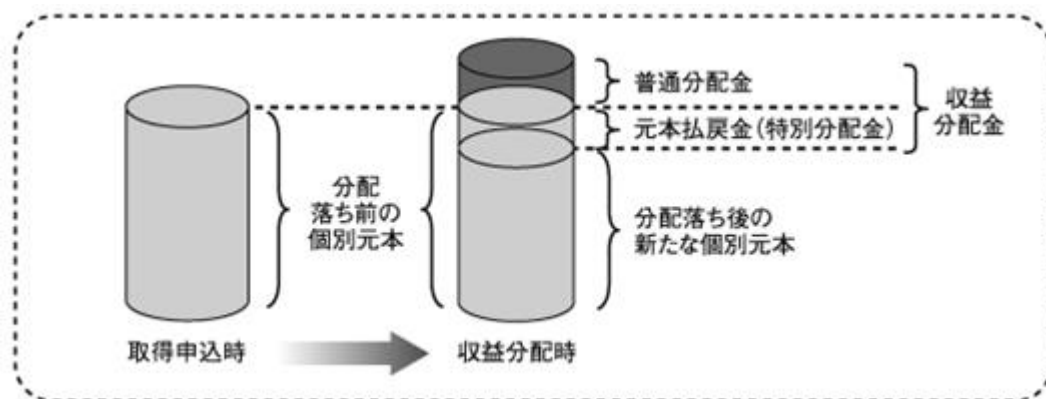
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間:2024年3月13日~2024年9月12日)

略称	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり/毎月決算型	1.94%	1.23%	0.71%
為替ヘッジあり/年2回決算型	2.00%	1.23%	0.77%
為替ヘッジなし/毎月決算型	1.83%	1.23%	0.60%
為替ヘッジなし/年2回決算型	1.87%	1.23%	0.64%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）】

(1)【投資状況】

2024年9月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	405,891	0.14
投資証券	ルクセンブルク	264,478,912	96.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,665,141	3.52
合計(純資産総額)		274,549,944	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建 / 売建	国 / 地域	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	日本	262,329,210	95.54

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年9月末日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ストラテジック・インカム	2,070.763	127,357.97	263,728,189	127,720.51	264,478,912	96.33
2	日本	投資信託受益証券	C A マネーパールファンド(適格機関投資家専用)	405,000	1.002	405,810	1.0022	405,891	0.14

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.14
投資証券	外国	96.33
合計		96.47

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	1,853,000.00	261,828,364	262,329,210	95.54

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (2017年 9月12日)	969,008,823	969,978,268	0.9995	1.0005
第2特定期間末 (2018年 3月12日)	1,031,362,401	1,032,421,697	0.9736	0.9746
第3特定期間末 (2018年 9月12日)	903,858,553	904,811,063	0.9489	0.9499
第4特定期間末 (2019年 3月12日)	780,428,405	781,256,951	0.9419	0.9429
第5特定期間末 (2019年 9月12日)	691,690,729	692,409,533	0.9623	0.9633
第6特定期間末 (2020年 3月12日)	604,262,545	604,906,695	0.9381	0.9391
第7特定期間末 (2020年 9月14日)	604,395,075	605,024,614	0.9601	0.9611
第8特定期間末 (2021年 3月12日)	558,875,096	559,448,576	0.9745	0.9755
第9特定期間末 (2021年 9月13日)	443,126,109	443,575,090	0.9870	0.9880
第10特定期間末 (2022年 3月14日)	368,010,229	368,409,325	0.9221	0.9231
第11特定期間末 (2022年 9月12日)	327,339,789	327,725,949	0.8477	0.8487
第12特定期間末 (2023年 3月13日)	296,805,263	297,171,134	0.8112	0.8122
第13特定期間末 (2023年 9月12日)	285,786,372	286,156,687	0.7717	0.7727
第14特定期間末 (2024年 3月12日)	274,994,335	275,346,257	0.7814	0.7824
第15特定期間末 (2024年 9月12日)	274,620,112	274,965,592	0.7949	0.7959
2023年 9月末日	278,801,866		0.7566	
10月末日	269,618,203		0.7362	
11月末日	274,282,456		0.7682	
12月末日	282,586,731		0.7926	
2024年 1月末日	276,071,596		0.7828	
2月末日	271,921,615		0.7720	
3月末日	274,332,468		0.7792	
4月末日	264,277,753		0.7566	
5月末日	263,319,851		0.7606	
6月末日	265,299,721		0.7686	
7月末日	267,410,088		0.7744	
8月末日	272,199,109		0.7879	
9月末日	274,549,944		0.7945	

(注) 純資産総額(分配付)及び1口当たり純資産額(分配付)は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	0.0010
第2特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	0.0060
第3特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	0.0060
第4特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.0060
第5特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	0.0060
第6特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	0.0060
第7特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	0.0060
第8特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	0.0060
第9特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	0.0060
第10特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	0.0060
第11特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	0.0060
第12特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	0.0060
第13特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	0.0060
第14特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	0.0060
第15特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	0.0060

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	0.1
第2特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	2.0
第3特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	1.9
第4特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.1
第5特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	2.8
第6特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	1.9
第7特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	3.0
第8特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	2.1
第9特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	1.9
第10特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	6.0
第11特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	7.4
第12特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	3.6
第13特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	4.1
第14特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	2.0
第15特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	2.5

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	969,445,727		969,445,727
第2特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	154,451,815	64,600,820	1,059,296,722
第3特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	77,002,255	183,788,763	952,510,214
第4特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	14,050,958	138,014,568	828,546,604
第5特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	1,849,616	111,591,657	718,804,563
第6特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	4,520,169	79,174,006	644,150,726
第7特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	1,535,663	16,147,022	629,539,367
第8特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	1,314,163	57,373,221	573,480,309
第9特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	3,387,487	127,886,648	448,981,148
第10特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	1,063,136	50,947,620	399,096,664
第11特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	2,550,163	15,486,011	386,160,816
第12特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	1,734,415	22,024,218	365,871,013
第13特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	8,674,928	4,230,147	370,315,794
第14特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	1,427,913	19,821,278	351,922,429
第15特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	869,704	7,311,992	345,480,141

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジあり/年2回決算型)】

(1) 【投資状況】

2024年9月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	351,772	0.25
投資証券	ルクセンブルク	132,324,581	95.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,213,899	3.78
合計(純資産総額)		137,890,252	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建/ 売建	国/地域	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建	日本	131,801,670	95.58

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年9月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ストラテジック・インカム	1,036.048	127,357.97	131,948,978	127,720.51	132,324,581	95.96
2	日本	投資信託受益証券	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	351,000	1.002	351,702	1.0022	351,772	0.25

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.25
投資証券	外国	95.96
合計		96.21

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	931,000.00	131,550,228	131,801,670	95.58

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2017年 9月12日)	828,673,745	828,673,745	1.0002	1.0002
第2期計算期間末 (2018年 3月12日)	884,058,744	884,058,744	0.9799	0.9799
第3期計算期間末 (2018年 9月12日)	804,854,897	804,854,897	0.9610	0.9610
第4期計算期間末 (2019年 3月12日)	692,284,773	692,284,773	0.9601	0.9601
第5期計算期間末 (2019年 9月12日)	576,856,842	576,856,842	0.9871	0.9871
第6期計算期間末 (2020年 3月12日)	502,861,280	502,861,280	0.9680	0.9680
第7期計算期間末 (2020年 9月14日)	480,737,029	480,737,029	0.9983	0.9983
第8期計算期間末 (2021年 3月12日)	358,963,663	358,963,663	1.0201	1.0201
第9期計算期間末 (2021年 9月13日)	295,715,987	295,715,987	1.0393	1.0393
第10期計算期間末 (2022年 3月14日)	242,780,042	242,780,042	0.9767	0.9767
第11期計算期間末 (2022年 9月12日)	208,925,440	208,925,440	0.9039	0.9039
第12期計算期間末 (2023年 3月13日)	198,733,499	198,733,499	0.8722	0.8722
第13期計算期間末 (2023年 9月12日)	173,067,134	173,067,134	0.8362	0.8362
第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	162,346,121	162,346,121	0.8534	0.8534
第15期計算期間末 (2024年 9月12日)	137,808,593	137,808,593	0.8750	0.8750
2023年 9月末日	169,842,310		0.8197	
10月末日	165,210,402		0.7988	
11月末日	171,151,727		0.8345	
12月末日	166,282,942		0.8624	
2024年 1月末日	163,710,700		0.8526	
2月末日	161,824,136		0.8420	
3月末日	160,990,586		0.8508	
4月末日	147,955,435		0.8270	
5月末日	148,813,787		0.8325	
6月末日	138,552,223		0.8425	
7月末日	135,791,243		0.8500	
8月末日	136,742,050		0.8662	
9月末日	137,890,252		0.8745	

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	0.0000
第2期計算期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	0.0000
第3期計算期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	0.0000
第4期計算期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.0000
第5期計算期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	0.0000
第6期計算期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	0.0000
第7期計算期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	0.0000
第8期計算期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	0.0000
第9期計算期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	0.0000
第10期計算期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	0.0000
第11期計算期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	0.0000
第12期計算期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	0.0000
第13期計算期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	0.0000
第14期計算期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	0.0000
第15期計算期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	0.0000

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	0.0
第2期計算期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	2.0
第3期計算期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	1.9
第4期計算期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.1
第5期計算期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	2.8
第6期計算期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	1.9
第7期計算期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	3.1
第8期計算期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	2.2
第9期計算期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	1.9
第10期計算期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	6.0
第11期計算期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	7.5
第12期計算期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	3.5
第13期計算期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	4.1
第14期計算期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	2.1
第15期計算期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	2.5

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間未分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間未分配付基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間未分配付基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間未分配付基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	828,507,334		828,507,334
第2期計算期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	141,795,058	68,073,410	902,228,982
第3期計算期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	7,022,817	71,740,652	837,511,147
第4期計算期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	3,310,216	119,752,667	721,068,696
第5期計算期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	2,981,230	139,655,851	584,394,075
第6期計算期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	4,442,345	69,352,028	519,484,392
第7期計算期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	2,463,295	40,400,647	481,547,040
第8期計算期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	2,157,646	131,828,754	351,875,932
第9期計算期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	2,162,490	69,493,378	284,545,044
第10期計算期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	1,864,527	37,848,921	248,560,650
第11期計算期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	1,752,763	19,168,485	231,144,928
第12期計算期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	1,565,903	4,847,409	227,863,422
第13期計算期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	2,634,728	23,523,167	206,974,983
第14期計算期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	1,621,453	18,365,808	190,230,628
第15期計算期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	1,213,826	33,946,177	157,498,277

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)】

(1) 【投資状況】

2024年9月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	477,047	0.05
投資証券	ルクセンブルク	824,592,497	98.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,393,320	1.24
合計(純資産総額)		835,462,864	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年9月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ストラテジック・インカム	6,456.226	127,357.97	822,251,893	127,720.51	824,592,497	98.69
2	日本	投資信託受益証券	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	476,000	1.002	476,952	1.0022	477,047	0.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.05
投資証券	外国	98.69
合計		98.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (2017年 9月12日)	1,374,029,253	1,376,811,476	0.9877	0.9897
第2特定期間末 (2018年 3月12日)	1,238,519,228	1,241,172,469	0.9336	0.9356
第3特定期間末 (2018年 9月12日)	1,218,985,421	1,221,539,294	0.9546	0.9566
第4特定期間末 (2019年 3月12日)	1,151,643,142	1,154,054,433	0.9552	0.9572
第5特定期間末 (2019年 9月12日)	1,081,330,259	1,083,595,636	0.9547	0.9567
第6特定期間末 (2020年 3月12日)	950,540,770	952,640,126	0.9056	0.9076
第7特定期間末 (2020年 9月14日)	960,124,102	962,166,276	0.9403	0.9423
第8特定期間末 (2021年 3月12日)	929,766,540	931,678,209	0.9727	0.9747
第9特定期間末 (2021年 9月13日)	887,806,662	889,594,855	0.9930	0.9950
第10特定期間末 (2022年 3月14日)	837,801,577	839,498,881	0.9872	0.9892
第11特定期間末 (2022年 9月12日)	913,008,533	914,654,444	1.1094	1.1114
第12特定期間末 (2023年 3月13日)	837,003,243	838,635,766	1.0254	1.0274
第13特定期間末 (2023年 9月12日)	865,530,559	867,117,843	1.0906	1.0926
第14特定期間末 (2024年 3月12日)	849,511,870	851,005,948	1.1372	1.1392
第15特定期間末 (2024年 9月12日)	834,211,106	835,650,626	1.1590	1.1610
2023年 9月末日	867,274,956		1.0925	
10月末日	846,097,194		1.0687	
11月末日	868,102,090		1.1013	
12月末日	835,170,405		1.1029	
2024年 1月末日	859,965,359		1.1372	
2月末日	865,733,222		1.1500	
3月末日	846,706,345		1.1707	
4月末日	854,101,152		1.1834	
5月末日	860,496,363		1.1931	
6月末日	896,765,644		1.2432	
7月末日	861,191,219		1.1936	
8月末日	837,494,898		1.1617	
9月末日	835,462,864		1.1606	

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	0.0020
第2特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	0.0210
第3特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	0.0120
第4特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.0120
第5特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	0.0120
第6特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	0.0120
第7特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	0.0120
第8特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	0.0120
第9特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	0.0120
第10特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	0.0120
第11特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	0.0120
第12特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	0.0120
第13特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	0.0120
第14特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	0.0120
第15特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	0.0120

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	1.0
第2特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	3.4
第3特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	3.5
第4特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	1.3
第5特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	1.2
第6特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	3.9
第7特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	5.2
第8特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	4.7
第9特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	3.3
第10特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	0.6
第11特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	13.6
第12特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	6.5
第13特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	7.5
第14特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	5.4
第15特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	3.0

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	1,392,090,400	978,857	1,391,111,543
第2特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	222,425,847	286,916,642	1,326,620,748
第3特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	74,561,898	124,246,069	1,276,936,577
第4特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	9,471,586	80,762,656	1,205,645,507
第5特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	35,445,753	108,402,675	1,132,688,585
第6特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	2,072,735	85,082,836	1,049,678,484
第7特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	3,493,696	32,084,942	1,021,087,238
第8特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	3,448,754	68,701,002	955,834,990
第9特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	1,095,202	62,833,227	894,096,965
第10特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	913,152	46,357,880	848,652,237
第11特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	787,492	26,483,896	822,955,833
第12特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	1,995,708	8,689,884	816,261,657
第13特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	1,620,058	24,239,327	793,642,388
第14特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	1,626,994	48,229,917	747,039,465
第15特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	852,973	28,132,118	719,760,320

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジなし/年2回決算型)】

(1) 【投資状況】

2024年9月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	330,726	0.19
投資証券	ルクセンブルク	165,957,734	98.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,376,722	1.40
合計(純資産総額)		168,665,182	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2024年9月末日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ストラテジック・インカム	1,299.382	127,357.97	165,486,664	127,720.51	165,957,734	98.39
2	日本	投資信託受益証券	C Aマネーパールファンド(適格機関投資家専用)	330,000	1.002	330,660	1.0022	330,726	0.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	国内	0.19
投資証券	外国	98.39
合計		98.59

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末 (2017年 9月12日)	667,076,315	667,076,315	0.9915	0.9915
第2期計算期間末 (2018年 3月12日)	652,188,370	652,188,370	0.9572	0.9572
第3期計算期間末 (2018年 9月12日)	628,341,345	628,341,345	0.9908	0.9908
第4期計算期間末 (2019年 3月12日)	620,603,420	620,603,420	1.0037	1.0037
第5期計算期間末 (2019年 9月12日)	536,265,455	536,265,455	1.0157	1.0157
第6期計算期間末 (2020年 3月12日)	380,474,431	380,474,431	0.9758	0.9758
第7期計算期間末 (2020年 9月14日)	320,193,644	320,193,644	1.0262	1.0262
第8期計算期間末 (2021年 3月12日)	291,747,031	291,747,031	1.0754	1.0754
第9期計算期間末 (2021年 9月13日)	254,564,534	254,564,534	1.1110	1.1110
第10期計算期間末 (2022年 3月14日)	211,432,442	211,432,442	1.1173	1.1173
第11期計算期間末 (2022年 9月12日)	197,886,574	197,886,574	1.2683	1.2683
第12期計算期間末 (2023年 3月13日)	158,088,154	158,088,154	1.1861	1.1861
第13期計算期間末 (2023年 9月12日)	160,255,486	160,255,486	1.2746	1.2746
第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	165,051,131	165,051,131	1.3428	1.3428
第15期計算期間末 (2024年 9月12日)	168,360,350	168,360,350	1.3814	1.3814
2023年 9月末日	159,954,097		1.2768	
10月末日	156,964,393		1.2516	
11月末日	160,339,111		1.2912	
12月末日	160,951,281		1.2955	
2024年 1月末日	164,689,012		1.3381	
2月末日	166,609,965		1.3556	
3月末日	170,011,416		1.3824	
4月末日	171,546,097		1.3997	
5月末日	173,613,951		1.4133	
6月末日	181,286,153		1.4747	
7月末日	172,752,339		1.4181	
8月末日	168,425,848		1.3823	
9月末日	168,665,182		1.3833	

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	0.0000
第2期計算期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	0.0000
第3期計算期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	0.0000
第4期計算期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.0000
第5期計算期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	0.0000
第6期計算期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	0.0000
第7期計算期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	0.0000
第8期計算期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	0.0000
第9期計算期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	0.0000
第10期計算期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	0.0000
第11期計算期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	0.0000
第12期計算期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	0.0000
第13期計算期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	0.0000
第14期計算期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	0.0000
第15期計算期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	0.0000

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1期計算期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	0.9
第2期計算期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	3.5
第3期計算期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	3.5
第4期計算期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	1.3
第5期計算期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	1.2
第6期計算期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	3.9
第7期計算期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	5.2
第8期計算期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	4.8
第9期計算期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	3.3
第10期計算期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	0.6
第11期計算期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	13.5
第12期計算期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	6.5
第13期計算期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	7.5
第14期計算期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	5.4
第15期計算期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	2.9

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配付基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配付基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配付基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	2017年 5月31日～2017年 9月12日	672,810,240		672,810,240
第2期計算期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	118,613,825	110,080,649	681,343,416
第3期計算期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	20,293,223	67,492,427	634,144,212
第4期計算期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	51,987,592	67,787,840	618,343,964
第5期計算期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	4,935,469	95,283,263	527,996,170
第6期計算期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	3,050,939	141,148,795	389,898,314
第7期計算期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	2,930,905	80,797,319	312,031,900
第8期計算期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	4,761,957	45,504,901	271,288,956
第9期計算期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	2,004,903	44,166,026	229,127,833
第10期計算期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	1,609,567	41,502,640	189,234,760
第11期計算期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	975,423	34,189,657	156,020,526
第12期計算期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	951,425	23,683,004	133,288,947
第13期計算期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	2,952,407	10,510,043	125,731,311
第14期計算期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	600,107	3,415,193	122,916,225
第15期計算期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	711,023	1,754,008	121,873,240

（注１）全て本邦内におけるものです。

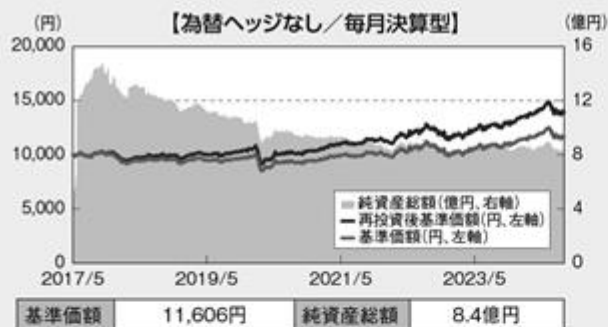
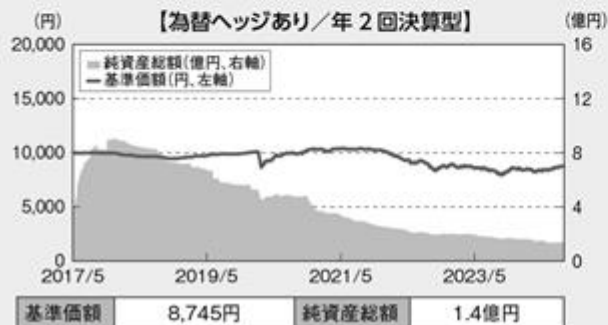
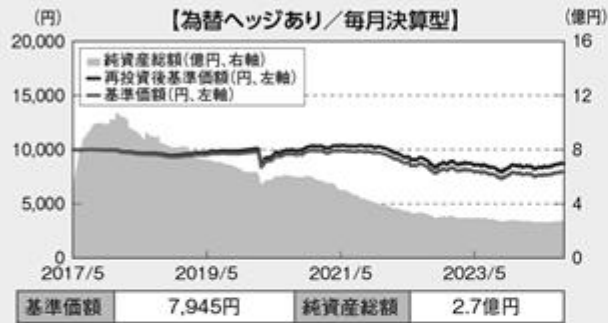
（注２）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）

運用実績

2024年9月末日現在

基準価額・純資産の推移



*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*グラフの目盛はファンド毎に異なる場合があります。

分配の推移

【為替ヘッジあり／毎月決算型】

決算日	分配金
84期(2024年5月13日)	10円
85期(2024年6月12日)	10円
86期(2024年7月12日)	10円
87期(2024年8月13日)	10円
88期(2024年9月12日)	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	850円

【為替ヘッジあり／年2回決算型】

決算日	分配金
11期(2022年9月12日)	0円
12期(2023年3月13日)	0円
13期(2023年9月12日)	0円
14期(2024年3月12日)	0円
15期(2024年9月12日)	0円
設定来累計	0円

【為替ヘッジなし／毎月決算型】

決算日	分配金
84期(2024年5月13日)	20円
85期(2024年6月12日)	20円
86期(2024年7月12日)	20円
87期(2024年8月13日)	20円
88期(2024年9月12日)	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	1,790円

【為替ヘッジなし／年2回決算型】

決算日	分配金
11期(2022年9月12日)	0円
12期(2023年3月13日)	0円
13期(2023年9月12日)	0円
14期(2024年3月12日)	0円
15期(2024年9月12日)	0円
設定来累計	0円

*分配金は1万円当たり税引前です。
*直近5期分を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

運用実績

2024年9月末日現在

主要な資産の状況

◆資産配分

内訳	純資産比			
	為替ヘッジあり		為替ヘッジなし	
	毎月決算型	年2回決算型	毎月決算型	年2回決算型
Amundi Funds ストラテジック・インカム	96.3%	96.0%	98.7%	98.4%
CAマネーボールファンド(適格機関投資家専用)	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%
現金等	3.5%	3.8%	1.2%	1.4%

*現金等には未払諸費用等を含みます。

[各ファンドは、ファンドオブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はAmundi Funds ストラテジック・インカムのポートフォリオの状況を記載しています。]

◆ポートフォリオ特性値

平均格付	A-
平均最終利回り	5.73%
平均直接利回り	5.23%
デュレーション	6.22年
組入銘柄数	904

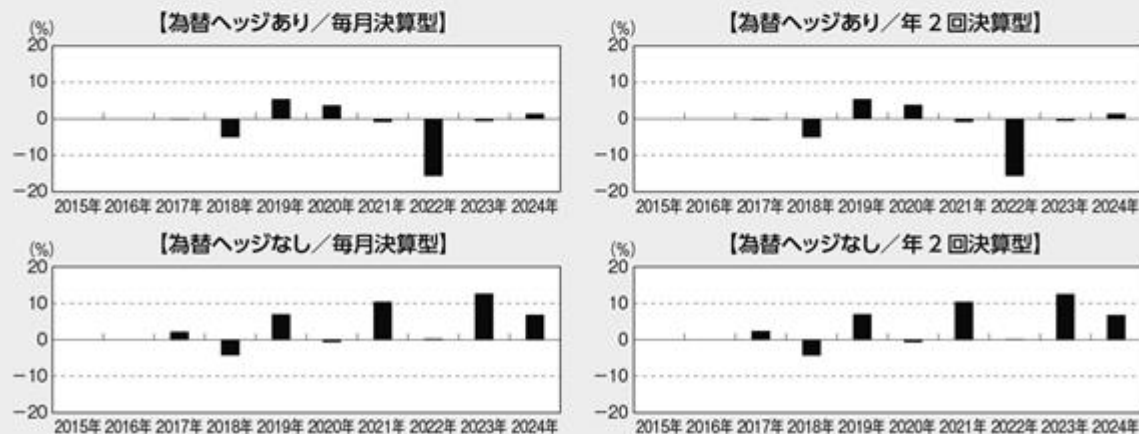
*平均格付とは、基準日時点でファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	比率
1	IBRD 0.75% 03/25	国際機関	2.6%
2	US TSY 3.75% 08/26	米国	2.0%
3	US TSY 2.25% 02/52	米国	1.8%
4	US TSY 3% 02/48	米国	1.4%
5	G2 MA8042	米国	1.3%
6	G2 MA7881	米国	1.2%
7	G2 MA8345	米国	1.2%
8	FR SD8433	米国	1.1%
9	IBRD 2.5% 7/25	国際機関	1.1%
10	LLOYDS VAR 06/30	イギリス	0.8%

*比率は、Amundi Funds ストラテジック・インカムの純資産総額に対する割合です。

年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

*各ファンドにはベンチマークはありません。

*2017年は設定日(5月31日)から年末まで、2024年は年初から9月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、12月24日または委託会社が定める日である場合の取得申込みの受付は行いません。申込受付不可日に関しては販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

各ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。各ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 各ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

(3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

(4) なお、取得申込時には、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとし、詳しくは販売会社にお問合せください。

(5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって投資信託契約の一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、12月24日または委託会社が定める日である場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。解約価額は販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。なお換金代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

(3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができるものとします。

(6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

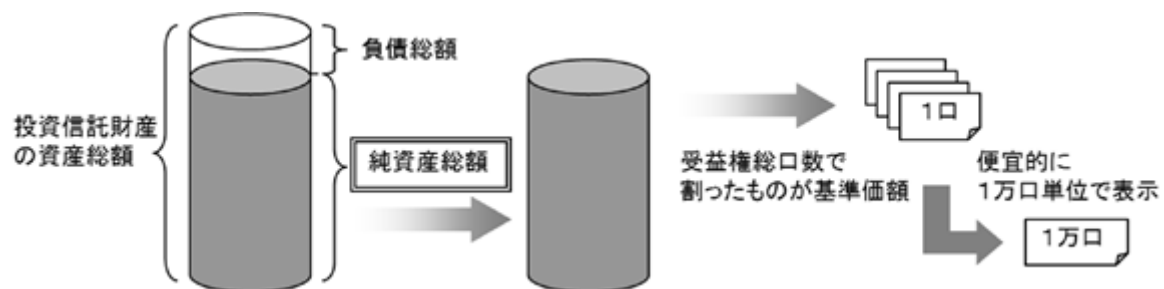
(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次のとおりです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2017年5月31日から2027年9月13日までとします。

ただし信託期間中に「（５）その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「（５）その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】**<毎月決算型>**

各ファンドの計算期間は、原則として毎月13日から翌月12日までとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より2017年6月12日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

<年2回決算型>

各ファンドの計算期間は、原則として毎年3月13日から9月12日まで、および9月13日から翌年3月12日までとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日より2017年9月12日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

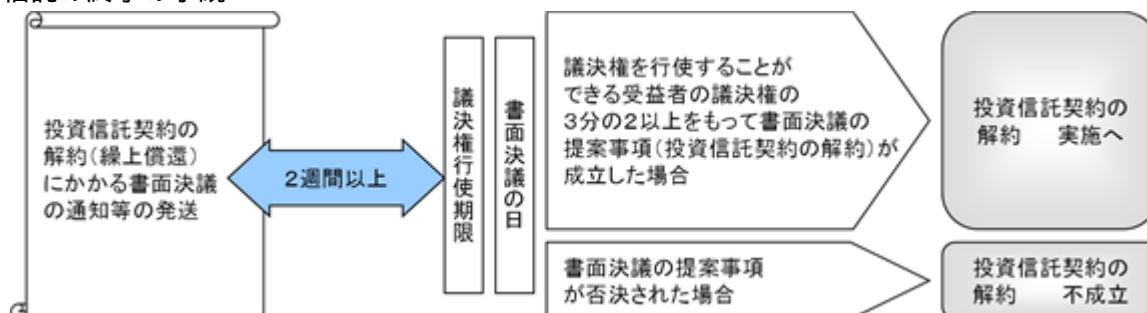
- A 各ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき
- B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

（ロ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

< 信託の終了の手続 >



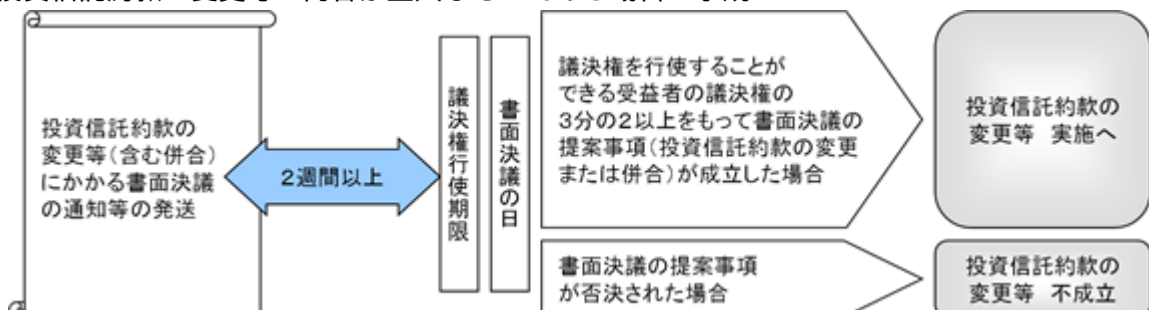
- (ハ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。
- (ニ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「投資信託約款の変更等」(ロ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項（(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(ハ)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (二) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (へ) (ロ)から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ)から前記(へ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



- (チ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年3月、9月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判

所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、毎支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。
* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジあり/毎月決算型)】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15特定期間(2024年3月13日から2024年9月12日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
資産の部		
流動資産		
預金	880,100	875,217
コール・ローン	4,407,477	4,975,137
投資信託受益証券	405,729	405,810
投資証券	264,628,465	263,949,918
派生商品評価勘定	5,670,338	5,189,021
未収入金	14,600	-
未収利息	-	14
流動資産合計	276,006,709	275,395,117
資産合計	276,006,709	275,395,117
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	351,922	345,480
未払解約金	242,056	-
未払受託者報酬	6,889	7,388
未払委託者報酬	250,338	268,454
未払利息	13	-
その他未払費用	161,156	153,683
流動負債合計	1,012,374	775,005
負債合計	1,012,374	775,005
純資産の部		
元本等		
元本	351,922,429	345,480,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,928,094	70,860,029
（分配準備積立金）	35,938,356	37,738,210
元本等合計	274,994,335	274,620,112
純資産合計	274,994,335	274,620,112
負債純資産合計	276,006,709	275,395,117

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14特定期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
営業収益		
受取配当金	5,270,656	5,160,694
受取利息	17,438	21,092
有価証券売買等損益	10,097,632	11,158,315
為替差損益	8,119,764	7,817,716
営業収益合計	7,265,962	8,522,385
営業費用		
支払利息	2,173	50
受託者報酬	45,334	44,618
委託者報酬	1,647,034	1,621,186
その他費用	209,585	231,409
営業費用合計	1,904,126	1,897,263
営業利益又は営業損失（ ）	5,361,836	6,625,122
経常利益又は経常損失（ ）	5,361,836	6,625,122
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,361,836	6,625,122
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	67,363	39,031
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	84,529,422	76,928,094
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,783,327	1,683,946
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,783,327	1,683,946
剰余金減少額又は欠損金増加額	326,032	198,973
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	326,032	198,973
分配金	2,150,440	2,081,061
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,928,094	70,860,029

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14特定期間末（2024年 3月12日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第15特定期間末（2024年 9月12日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	370,315,794円	351,922,429円
	期中追加設定元本額	1,427,913円	869,704円
	期中一部解約元本額	19,821,278円	7,311,992円
2.	特定期間末日における受益権の総数	351,922,429口	345,480,141口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	76,928,094円	70,860,029円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14特定期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
<p>分配金の計算過程 （2023年 9月13日から2023年10月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額39,103,153円（1万口当たり1,060円）のうち368,547円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>分配金の計算過程 （2024年 3月13日から2024年 4月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額39,640,189円（1万口当たり1,134円）のうち349,489円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
A 費用控除後の配当等収益額 2,460,116円	A 費用控除後の配当等収益額 2,309,612円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,602,005円	C 収益調整金額 1,656,602円
D 分配準備積立金額 35,041,032円	D 分配準備積立金額 35,673,975円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 39,103,153円	E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 39,640,189円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 368,547,815口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 349,489,842口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,060円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,134円
H 1万口当たり分配金額 10円	H 1万口当たり分配金額 10円
I 分配金額 (F × H / 10,000) 368,547円 （2023年10月13日から2023年11月13日までの計算期間）	I 分配金額 (F × H / 10,000) 349,489円 （2024年 4月13日から2024年 5月13日までの計算期間）
<p>計算期間末における分配対象収益額38,440,587円（1万口当たり1,051円）のうち365,750円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における分配対象収益額39,272,578円（1万口当たり1,124円）のうち349,328円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 12円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,610,786円	C 収益調整金額 1,670,085円
D 分配準備積立金額 36,829,801円	D 分配準備積立金額 37,602,481円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 38,440,587円	E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 39,272,578円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 365,750,398口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 349,328,551口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,051円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,124円
H 1万口当たり分配金額 10円	H 1万口当たり分配金額 10円
I 分配金額 (F × H / 10,000) 365,750円 （2023年11月14日から2023年12月12日までの計算期間）	I 分配金額 (F × H / 10,000) 349,328円 （2024年 5月14日から2024年 6月12日までの計算期間）
<p>計算期間末における分配対象収益額37,161,672円（1万口当たり1,041円）のうち356,957円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における分配対象収益額38,581,730円（1万口当たり1,114円）のうち346,237円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
A 費用控除後の配当等収益額 2,247円	A 費用控除後の配当等収益額 2,865円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 1,593,108円	C 収益調整金額 1,671,971円
D 分配準備積立金額 35,566,317円	D 分配準備積立金額 36,906,894円
E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 37,161,672円	E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 38,581,730円
F 当ファンドの期末残存受益権口数 356,957,027口	F 当ファンドの期末残存受益権口数 346,237,756口
G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,041円	G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,114円
H 1万口当たり分配金額 10円	H 1万口当たり分配金額 10円
I 分配金額 (F × H / 10,000) 356,957円 （2023年12月13日から2024年 1月12日までの計算期間）	I 分配金額 (F × H / 10,000) 346,237円 （2024年 6月13日から2024年 7月12日までの計算期間）
<p>計算期間末における分配対象収益額38,936,727円（1万口当たり1,098円）のうち354,590円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における分配対象収益額40,449,452円（1万口当たり1,171円）のうち345,199円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
A 費用控除後の配当等収益額 2,375,764円	A 費用控除後の配当等収益額 2,328,432円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,632,779円	C	収益調整金額	1,682,141円
D	分配準備積立金額	34,928,184円	D	分配準備積立金額	36,438,879円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	38,936,727円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	40,449,452円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	354,590,682口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	345,199,649口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,098円	G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,171円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額(F×H/10,000) (2024年1月13日から2024年2月13日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額38,373,621円(1万口当たり1,088円)のうち352,674円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	354,590円	I	分配金額(F×H/10,000) (2024年7月13日から2024年8月13日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額40,122,383円(1万口当たり1,161円)のうち345,328円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	345,199円
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	3,169円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,640,423円	C	収益調整金額	1,697,102円
D	分配準備積立金額	36,733,198円	D	分配準備積立金額	38,422,112円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	38,373,621円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	40,122,383円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	352,674,367口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	345,328,432口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,088円	G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,161円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額(F×H/10,000) (2024年2月14日から2024年3月12日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額37,942,153円(1万口当たり1,078円)のうち351,922円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	352,674円	I	分配金額(F×H/10,000) (2024年8月14日から2024年9月12日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額39,798,267円(1万口当たり1,151円)のうち345,480円(1万口当たり10円)を分配金額としております。	345,328円
A	費用控除後の配当等収益額	2,275円	A	費用控除後の配当等収益額	3,737円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	1,651,875円	C	収益調整金額	1,714,577円
D	分配準備積立金額	36,288,003円	D	分配準備積立金額	38,079,953円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	37,942,153円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	39,798,267円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	351,922,429口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	345,480,141口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,078円	G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,151円
H	1万口当たり分配金額	10円	H	1万口当たり分配金額	10円
I	分配金額(F×H/10,000)	351,922円	I	分配金額(F×H/10,000)	345,480円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	第14特定期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

.金融商品の時価等に関する事項

項目	第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	81	0
投資証券	3,649,042	6,189,768
合計	3,648,961	6,189,768

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

第14特定期間末（2024年 3月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	265,066,226	-	259,395,888	5,670,338
	米ドル	265,066,226	-	259,395,888	5,670,338
合計		265,066,226	-	259,395,888	5,670,338

第15特定期間末（2024年 9月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建	262,783,842	-	257,594,821	5,189,021
	米ドル	262,783,842	-	257,594,821	5,189,021
合計		262,783,842	-	257,594,821	5,189,021

（注）時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第14特定期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
0.7814円 (7,814円)	0.7949円 (7,949円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	405,000	405,810	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	405,000	405,810 100.0%	
	合計			405,810	
投資証券	米ドル	Amundi Funds ストラテジック・インカム	2,070.763	1,847,741.82	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：96.1%	2,070.763	1,847,741.82 (263,949,918) 100.0%	
	合計			263,949,918 (263,949,918)	
合計				264,355,728 (263,949,918)	

(注) 2024年3月15日付で「Amundi Funds バイオニア・ストラテジック・インカム」は「Amundi Funds ストラテジック・インカム」に名称変更されました。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジあり/年2回決算型)】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2024年3月13日から2024年9月12日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジありノ年2回決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
資産の部		
流動資産		
預金	998,721	991,316
コール・ローン	5,180,108	2,782,618
投資信託受益証券	351,631	351,702
投資証券	155,213,687	132,059,915
派生商品評価勘定	3,393,323	2,620,768
未収入金	6,387	-
未収利息	-	8
流動資産合計	165,143,857	138,806,327
資産合計	165,143,857	138,806,327
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,673,279	-
未払受託者報酬	27,317	24,245
未払委託者報酬	992,506	880,863
未払利息	15	-
その他未払費用	104,619	92,626
流動負債合計	2,797,736	997,734
負債合計	2,797,736	997,734
純資産の部		
元本等		
元本	190,230,628	157,498,277
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,884,507	19,689,684
（分配準備積立金）	26,213,795	23,394,312
元本等合計	162,346,121	137,808,593
純資産合計	162,346,121	137,808,593
負債純資産合計	165,143,857	138,806,327

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期計算期間		第15期計算期間	
	自 2023年 9月13日	至 2024年 3月12日	自 2024年 3月13日	至 2024年 9月12日
営業収益				
受取配当金		3,133,481		2,623,787
受取利息		20,575		20,192
有価証券売買等損益		6,459,014		5,260,884
為替差損益		5,033,135		3,820,639
営業収益合計		4,579,935		4,084,224
営業費用				
支払利息		1,544		40
受託者報酬		27,317		24,245
委託者報酬		992,506		880,863
その他費用		166,118		170,345
営業費用合計		1,187,485		1,075,493
営業利益又は営業損失（ ）		3,392,450		3,008,731
経常利益又は経常損失（ ）		3,392,450		3,008,731
当期純利益又は当期純損失（ ）		3,392,450		3,008,731
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		97,736		395,363
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		33,907,849		27,884,507
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,010,688		4,977,366
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,010,688		4,977,366
剰余金減少額又は欠損金増加額		282,060		186,637
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		282,060		186,637
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		27,884,507		19,689,684

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14期計算期間末（2024年 3月12日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第15期計算期間末（2024年 9月12日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	206,974,983円	190,230,628円
	期中追加設定元本額	1,621,453円	1,213,826円
	期中一部解約元本額	18,365,808円	33,946,177円
2.	計算期間末日における受益権の総数	190,230,628口	157,498,277口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	27,884,507円	19,689,684円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日		第15期計算期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は27,397,637円 （1万口当たり1,440円）ですが、分配を行っており ません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は24,536,985円 （1万口当たり1,557円）ですが、分配を行っており ません。	
A	費用控除後の配当等収益額 2,236,946円	A	費用控除後の配当等収益額 1,845,147円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の 有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の 有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,183,842円	C	収益調整金額 1,142,673円
D	分配準備積立金額 23,976,849円	D	分配準備積立金額 21,549,165円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 27,397,637円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 24,536,985円
F	当ファンドの期末残存受益権口 数 190,230,628口	F	当ファンドの期末残存受益権口 数 157,498,277口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,440円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 1,557円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F × H / 10,000) 0円	I	分配金額 (F × H / 10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第14期計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15期計算期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、為替変動リスクを回避し、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

.金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	246	71
投資証券	6,164,468	5,620,863
合計	6,164,222	5,620,934

(デリバティブ取引等に関する注記)
(通貨関連)

第14期計算期間末（2024年 3月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	158,624,643	-	155,231,320	3,393,323
	米ドル	158,624,643	-	155,231,320	3,393,323
合計		158,624,643	-	155,231,320	3,393,323

第15期計算期間末（2024年 9月12日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	132,195,343	-	129,574,575	2,620,768
	米ドル	132,195,343	-	129,574,575	2,620,768
合計		132,195,343	-	129,574,575	2,620,768

(注)時価の算定方法

- 原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15期計算期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
0.8534円 (8,534円)	0.8750円 (8,750円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	351,000	351,702		
		小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.3%	351,000	351,702 100.0%	
		合計			351,702	
投資証券	米ドル	Amundi Funds ストラテジック・インカム	1,036.048	924,465.63		
		小計	銘柄数：1 組入時価比率：95.8%	1,036.048	924,465.63 (132,059,915) 100.0%	
		合計			132,059,915 (132,059,915)	
合計				132,411,617 (132,059,915)		

(注) 2024年3月15日付で「Amundi Funds バイオニア・ストラテジック・インカム」は「Amundi Funds ストラテジック・インカム」に名称変更されました。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジなし/毎月決算型)】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15特定期間(2024年3月13日から2024年9月12日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
資産の部		
流動資産		
預金	160,140	159,118
コール・ローン	13,435,875	14,524,326
投資信託受益証券	476,856	476,952
投資証券	838,032,508	822,943,200
未収利息	-	43
流動資産合計	852,105,379	838,103,639
資産合計	852,105,379	838,103,639
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,494,078	1,439,520
未払解約金	-	1,359,058
未払受託者報酬	21,789	22,834
未払委託者報酬	791,646	829,630
未払利息	39	-
その他未払費用	285,957	241,491
流動負債合計	2,593,509	3,892,533
負債合計	2,593,509	3,892,533
純資産の部		
元本等		
元本	747,039,465	719,760,320
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,472,405	114,450,786
（分配準備積立金）	112,077,989	174,796,749
元本等合計	849,511,870	834,211,106
純資産合計	849,511,870	834,211,106
負債純資産合計	852,105,379	838,103,639

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14特定期間		第15特定期間	
	自	2023年 9月13日	自	2024年 3月13日
	至	2024年 3月12日	至	2024年 9月12日
営業収益				
受取配当金		16,066,259		16,371,602
受取利息		3,504		5,199
有価証券売買等損益		32,388,038		37,308,721
為替差損益		1,944,513		22,820,867
営業収益合計		50,402,314		30,864,655
営業費用				
支払利息		6,125		160
受託者報酬		140,408		143,036
委託者報酬		5,101,485		5,196,978
その他費用		289,093		241,691
営業費用合計		5,537,111		5,581,865
営業利益又は営業損失()		44,865,203		25,282,790
経常利益又は経常損失()		44,865,203		25,282,790
当期純利益又は当期純損失()		44,865,203		25,282,790
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		54,598		782,676
期首剰余金又は期首欠損金()		71,888,171		102,472,405
剰余金増加額又は欠損金減少額		192,236		155,682
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		192,236		155,682
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,212,495		4,023,045
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,212,495		4,023,045
分配金		9,206,112		8,654,370
期末剰余金又は期末欠損金()		102,472,405		114,450,786

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14特定期間末（2024年 3月12日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第15特定期間末（2024年 9月12日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	793,642,388円	747,039,465円
	期中追加設定元本額	1,626,994円	852,973円
	期中一部解約元本額	48,229,917円	28,132,118円
2.	特定期間末日における受益権の総数	747,039,465口	719,760,320口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	円	円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14特定期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
<p>分配金の計算過程 （2023年 9月13日から2023年10月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額113,961,801円（1万口当たり1,435円）のうち1,587,746円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 7,423,802円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 2,491,041円 D 分配準備積立金額 104,046,958円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 113,961,801円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 793,873,074口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,435円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 1,587,746円 （2023年10月13日から2023年11月13日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額111,796,660円（1万口当たり1,415円）のうち1,579,587円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 2,501,009円 D 分配準備積立金額 109,295,651円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 111,796,660円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 789,793,939口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,415円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 1,579,587円 （2023年11月14日から2023年12月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額105,903,846円（1万口当たり1,395円）のうち1,517,773円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 2,425,235円 D 分配準備積立金額 103,478,611円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 105,903,846円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 758,886,769口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,395円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 1,517,773円 （2023年12月13日から2024年 1月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額111,541,494円（1万口当たり1,472円）のうち1,514,520円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 7,379,151円</p>	<p>分配金の計算過程 （2024年 3月13日から2024年 4月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額123,835,451円（1万口当たり1,714円）のうち1,444,522円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 7,585,117円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 5,441,880円 C 収益調整金額 2,467,339円 D 分配準備積立金額 108,341,115円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 123,835,451円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 722,261,034口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 1,714円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 1,444,522円 （2024年 4月13日から2024年 5月13日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額145,230,967円（1万口当たり2,012円）のうち1,443,509円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 49円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 22,925,773円 C 収益調整金額 2,486,528円 D 分配準備積立金額 119,818,617円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 145,230,967円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 721,754,788口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 2,012円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 1,443,509円 （2024年 5月14日から2024年 6月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額157,866,070円（1万口当たり2,188円）のうち1,442,505円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 682円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 14,177,922円 C 収益調整金額 2,510,196円 D 分配準備積立金額 141,177,270円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 157,866,070円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 721,252,859口 G 1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000） 2,188円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額（F × H / 10,000） 1,442,505円 （2024年 6月13日から2024年 7月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額182,141,195円（1万口当たり2,524円）のうち1,442,777円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>A 費用控除後の配当等収益額 8,054,195円</p>

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	17,633,828円
C	収益調整金額	2,451,962円	C	収益調整金額	2,539,803円
D	分配準備積立金額	101,710,381円	D	分配準備積立金額	153,913,369円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	111,541,494円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	182,141,195円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	757,260,212口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	721,388,543口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,472円	G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	2,524円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	20円
I	分配金額(F×H/10,000) (2024年1月13日から2024年2月13日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額119,040,802円(1万口当たり1,574円)のうち1,512,408円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	1,514,520円	I	分配金額(F×H/10,000) (2024年7月13日から2024年8月13日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額180,543,130円(1万口当たり2,504円)のうち1,441,537円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	1,442,777円
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	9,167,252円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	2,471,681円	C	収益調整金額	2,579,512円
D	分配準備積立金額	107,401,869円	D	分配準備積立金額	177,963,618円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	119,040,802円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	180,543,130円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	756,204,278口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	720,768,592口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,574円	G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	2,504円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	20円
I	分配金額(F×H/10,000) (2024年2月14日から2024年3月12日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額116,104,008円(1万口当たり1,554円)のうち1,494,078円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	1,512,408円	I	分配金額(F×H/10,000) (2024年8月14日から2024年9月12日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額178,851,054円(1万口当たり2,484円)のうち1,439,520円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	1,441,537円
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	2,531,941円	C	収益調整金額	2,614,785円
D	分配準備積立金額	113,572,067円	D	分配準備積立金額	176,236,269円
E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	116,104,008円	E	当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D)	178,851,054円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	747,039,465口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	719,760,320口
G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	1,554円	G	1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000)	2,484円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	20円
I	分配金額(F×H/10,000)	1,494,078円	I	分配金額(F×H/10,000)	1,439,520円

(金融商品に関する注記)

.金融商品の状況に関する事項

項目	第14特定期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

.金融商品の時価等に関する事項

項目	第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	96	0
投資証券	11,555,886	19,635,168
合計	11,555,790	19,635,168

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14特定期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

第14特定期間末 (2024年 3月12日)	第15特定期間末 (2024年 9月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1372円 (11,372円)
	1.1590円 (11,590円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	476,000	476,952	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	476,000	476,952 100.0%	
	合計			476,952	
投資証券	米ドル	Amundi Fundsストラテジック・インカム	6,456.226	5,760,890.45	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：98.6%	6,456.226	5,760,890.45 (822,943,200) 100.0%	
	合計			822,943,200 (822,943,200)	
合計				823,420,152 (822,943,200)	

(注) 2024年3月15日付で「Amundi Funds バイオニア・ストラテジック・インカム」は「Amundi Funds ストラテジック・インカム」に名称変更されました。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【アムンディ・ストラテジック・インカムファンド(為替ヘッジなし/年2回決算型)】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2024年3月13日から2024年9月12日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/年2回決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
資産の部		
流動資産		
預金	389,890	385,813
コール・ローン	3,193,890	3,177,807
投資信託受益証券	330,594	330,660
投資証券	162,215,476	165,625,796
未収利息	-	9
流動資産合計	166,129,850	169,520,085
資産合計	166,129,850	169,520,085
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	26,552	28,670
未払委託者報酬	964,549	1,041,702
未払利息	9	-
その他未払費用	87,609	89,363
流動負債合計	1,078,719	1,159,735
負債合計	1,078,719	1,159,735
純資産の部		
元本等		
元本	122,916,225	121,873,240
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,134,906	46,487,110
（分配準備積立金）	40,761,303	44,842,782
元本等合計	165,051,131	168,360,350
純資産合計	165,051,131	168,360,350
負債純資産合計	166,129,850	169,520,085

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期計算期間		第15期計算期間	
	自 2023年 9月13日	至 2024年 3月12日	自 2024年 3月13日	至 2024年 9月12日
営業収益				
受取配当金		2,989,372		3,016,162
受取利息		6,802		6,854
有価証券売買等損益		6,355,861		7,243,331
為替差損益		203,751		4,272,228
営業収益合計		9,555,786		5,994,119
営業費用				
支払利息		1,357		30
受託者報酬		26,552		28,670
委託者報酬		964,549		1,041,702
その他費用		88,341		89,401
営業費用合計		1,080,799		1,159,803
営業利益又は営業損失（ ）		8,474,987		4,834,316
経常利益又は経常損失（ ）		8,474,987		4,834,316
当期純利益又は当期純損失（ ）		8,474,987		4,834,316
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		101,438		173,038
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		34,524,175		42,134,906
剰余金増加額又は欠損金減少額		174,984		292,547
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		174,984		292,547
剰余金減少額又は欠損金増加額		937,802		601,621
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		937,802		601,621
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		42,134,906		46,487,110

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第14期計算期間末（2024年 3月12日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第15期計算期間末（2024年 9月12日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	125,731,311円	122,916,225円
	期中追加設定元本額	600,107円	711,023円
	期中一部解約元本額	3,415,193円	1,754,008円
2.	計算期間末日における受益権の総数	122,916,225口	121,873,240口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	円	円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日		第15期計算期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は42,613,343円 （1万口当たり3,466円）ですが、分配を行っており ません。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は46,922,836円 （1万口当たり3,850円）ですが、分配を行っており ません。	
A	費用控除後の配当等収益額 2,614,313円	A	費用控除後の配当等収益額 2,399,824円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 2,080,039円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 2,261,454円
C	収益調整金額 1,852,040円	C	収益調整金額 2,080,054円
D	分配準備積立金額 36,066,951円	D	分配準備積立金額 40,181,504円
E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 42,613,343円	E	当ファンドの分配対象収益額 （A+B+C+D） 46,922,836円
F	当ファンドの期末残存受益権口 数 122,916,225口	F	当ファンドの期末残存受益権口 数 121,873,240口
G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 3,466円	G	1万口当たり分配対象収益額 （E / F × 10,000） 3,850円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額（F × H / 10,000） 0円	I	分配金額（F × H / 10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第14期計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15期計算期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	231	66
投資証券	6,448,254	7,253,900
合計	6,448,023	7,253,966

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期計算期間 自 2023年 9月13日 至 2024年 3月12日	第15期計算期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

	第14期計算期間末 (2024年 3月12日)	第15期計算期間末 (2024年 9月12日)
1口当たり純資産額	1.3428円	1.3814円
(1万口当たり純資産額)	(13,428円)	(13,814円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	円	C A マネープールファンド(適格機関投資家専用)	330,000	330,660	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	330,000	330,660 100.0%	
	合計			330,660	
投資証券	米ドル	Amundi Funds ストラテジック・インカム	1,299.382	1,159,438.55	
		小計 銘柄数：1 組入時価比率：98.4%	1,299.382	1,159,438.55 (165,625,796) 100.0%	
	合計			165,625,796 (165,625,796)	
合計				165,956,456 (165,625,796)	

(注) 2024年3月15日付で「Amundi Funds バイオニア・ストラテジック・インカム」は「Amundi Funds ストラテジック・インカム」に名称変更されました。

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり / 毎月決算型）

2024年9月末日現在

資産総額	536,559,654円
負債総額	262,009,710円
純資産総額（ - ）	274,549,944円
発行済口数	345,580,930口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7945円
（1万口当たり純資産額）	（7,945円）

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり / 年2回決算型）

2024年9月末日現在

資産総額	269,532,320円
負債総額	131,642,068円
純資産総額（ - ）	137,890,252円
発行済口数	157,677,928口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8745円
（1万口当たり純資産額）	（8,745円）

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし / 毎月決算型）

2024年9月末日現在

資産総額	835,997,403円
負債総額	534,539円
純資産総額（ - ）	835,462,864円
発行済口数	719,877,572口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1606円
（1万口当たり純資産額）	（11,606円）

アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし / 年2回決算型）

2024年9月末日現在

資産総額	168,776,964円
負債総額	111,782円
純資産総額（ - ）	168,665,182円
発行済口数	121,933,354口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3833円
（1万口当たり純資産額）	（13,833円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

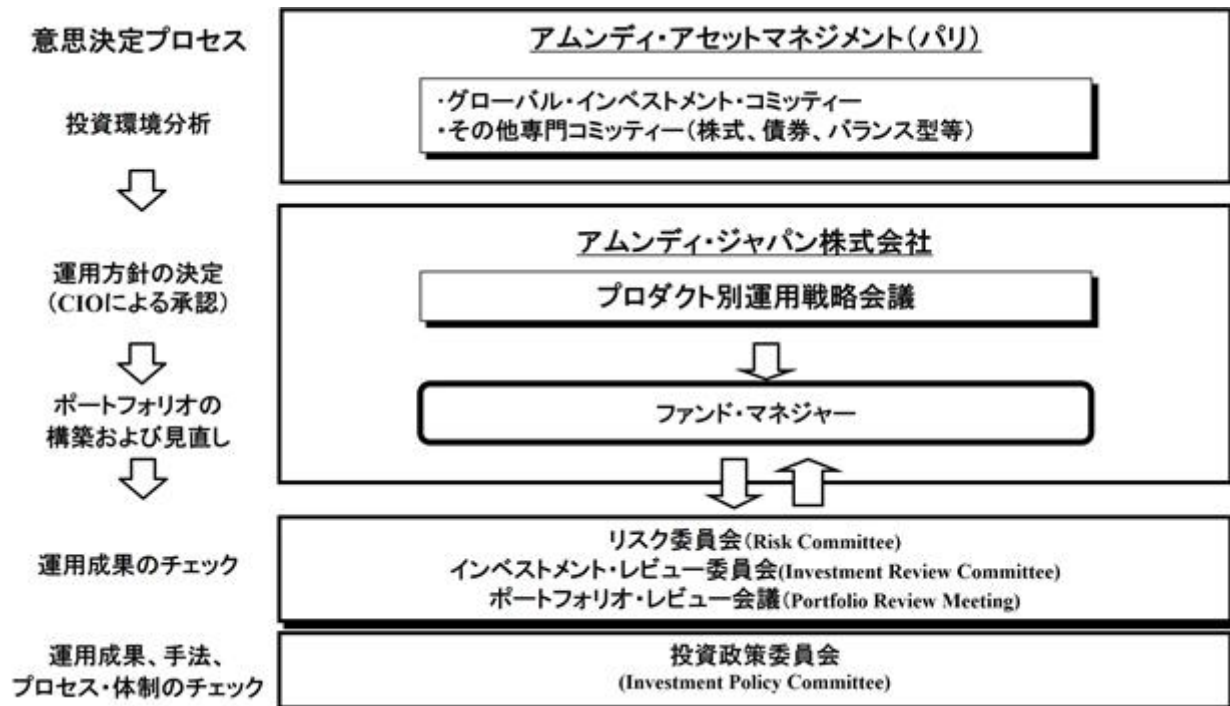
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・アセットマネジメント（パリ）では、グループCIOが主催し、債券、株式、米国、新興国等の部門のヘッド、チーフエコノミストなどが出席するグローバル・インベストメント・コミッティーで毎月、アムンディ・グループとしてのメイン・サブシナリオとトップダウンの投資方針（ハウス・ビュー）を決定します。
- ・プロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的開催します。なお投資環境急変時には臨時会合を招集します。
- ・個別資産における各運用戦略については、担当する部署でリード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定義したプロセスに則りポートフォリオの見直しを行い、リバランスを実施します。
- ・リスク委員会（月次開催）で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。またインベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告、内容について精査します。さらにリスクマネジメント部と運用部の間で行う、ポートフォリオ・レビュー会議（四半期毎開催）では、運用ガイ

ドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、投資戦略の導入、重大な変更に関する討議を行い、承認します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

2024年9月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下のとおりです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	13	33,942
追加型株式投資信託	115	3,155,251
合計	128	3,189,193

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度に係る中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 42 期 (2022年 12月 31日)		第 43 期 (2023年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		8,294,288		9,546,932
前払費用		59,040		60,747
未収入金		71,580		29,370
未収委託者報酬		1,347,441		1,961,694
未収運用受託報酬		1,178,005		1,117,471
未収投資助言報酬		5,005		7,182
未収収益	*1	817,505	*1	982,787
未収消費税等		7,297		-
立替金		93,950		46,947
その他		1,653		1,425
流動資産合計		11,875,763		13,754,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	471,396	*2	439,217
器具備品(純額)	*2	172,836	*2	147,366
有形固定資産合計		644,232		586,583
無形固定資産				
ソフトウェア		33,316		22,005
ソフトウェア仮勘定		-		17,464
のれん		487,317		433,171
商標権		10		-
無形固定資産合計		520,643		472,640
投資その他の資産				
金銭の信託		905		941
投資有価証券		85		1,086
長期差入保証金		237,578		233,498
ゴルフ会員権		60		-
繰延税金資産		217,588		271,850
投資その他の資産合計		456,216		507,375
固定資産合計		1,621,091		1,566,598
資産合計		13,496,854		15,321,153

(単位：千円)

	第 42 期 (2022年 12月 31日)		第 43 期 (2023年 12月 31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		219,727		191,778
未払償還金		686		686
未払手数料		596,062		797,813
その他未払金	*1	331,277	*1	332,129
未払費用	*1	185,049	*1	226,017
未払法人税等		185,812		629,616
未払消費税等		-		187,657
賞与引当金		593,379		695,745
役員賞与引当金		156,043		135,058
流動負債合計		2,268,036		3,196,499
固定負債				
退職給付引当金		131,781		82,041
賞与引当金		39,185		38,183
役員賞与引当金		137,054		102,113
資産除去債務		146,388		147,505
固定負債合計		454,409		369,842
負債合計		2,722,444		3,566,341
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		-		-
資本剰余金合計		1,076,268		1,076,268
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		8,388,125		9,368,502
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		6,788,125		7,768,502
利益剰余金合計		8,498,217		9,478,594
株主資本合計		10,774,486		11,754,863
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		76		51
評価・換算差額等合計		76		51
純資産合計		10,774,410		11,754,812
負債純資産合計		13,496,854		15,321,153

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 42 期 (自2022年 1月 1日 至2022年 12月 31日)	第 43 期 (自2023年 1月 1日 至2023年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	6,089,760	7,179,472
運用受託報酬	2,341,981	2,924,833
投資助言報酬	15,131	20,846
その他営業収益	1,791,854	1,816,212
営業収益合計	10,238,726	11,941,363
営業費用		
支払手数料	3,449,648	3,968,977
広告宣伝費	47,161	39,432
調査費	728,968	768,412
委託調査費	350,447	565,189
委託計算費	16,595	17,347
通信費	18,472	17,751
印刷費	38,134	49,466
協会費	19,436	18,395
営業費用合計	4,668,861	5,444,970
一般管理費		
役員報酬	216,331	172,050
給料・手当	2,158,899	2,159,126
賞与	7,939	2,721
役員賞与	11,033	35,608
役員退職金	-	3,167
交際費	4,137	12,602
旅費交通費	40,328	61,287
租税公課	67,664	89,355
不動産賃借料	237,303	165,237
賞与引当金繰入	579,000	667,679
役員賞与引当金繰入	162,843	147,109
退職給付費用	161,009	108,439
固定資産減価償却費	79,914	75,981
商標権償却	60	10
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	299,037	304,644
諸経費	465,233	351,496
一般管理費合計	4,544,878	4,410,657
営業利益	1,024,987	2,085,736
営業外収益		
受取配当金	4,140	-
有価証券売却益	114	-
役員賞与引当金戻入額	552	83,028
賞与引当金戻入額	1,667	36,929
受取利息	4	4
為替差益	46,617	88,564
雑収入	10,824	4,736
営業外収益合計	63,917	213,261
営業外費用		
雑損失	9,159	505
営業外費用合計	9,159	505
経常利益	1,079,745	2,298,492
特別損失		
固定資産除去損	*1 43,881	-
資産除去債務履行差額	1,414	-
特別損失合計	45,295	-
税引前当期純利益	1,034,451	2,298,492
法人税、住民税及び事業税	342,822	752,389

法人税等調整額	66,651	54,274
法人税等合計	409,473	698,115
当期純利益	624,977	1,600,377

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,863,148	8,573,240	10,849,509
当期変動額					
剰余金の配当			700,000	70,000	700,000
当期純利益			624,977	624,977	624,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			75,023	75,023	75,023
当期末残高	110,093	1,600,000	6,788,125	8,498,217	10,774,486

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	406	406	10,849,915
当期変動額			
剰余金の配当			700,000
当期純利益			624,977
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	482	482	482
当期変動額合計	482	482	75,505
当期末残高	76	76	10,774,410

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,788,125	8,498,217	10,774,486
当期変動額					
剰余金の配当			620,000	620,000	620,000
当期純利益			1,600,377	1,600,377	1,600,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			980,377	980,377	980,377
当期末残高	110,093	1,600,000	7,768,502	9,478,594	11,754,863

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	76	76	10,774,410
当期変動額			
剰余金の配当			620,000
当期純利益			1,600,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	25
当期変動額合計	25	25	980,402
当期末残高	51	51	11,754,812

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）を当期首から適用しております。これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

第42期（2022年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益	620,330	千円
その他未払金	115,050	千円
未払費用	64,076	千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	16,392	千円
器具備品	92,503	千円

第43期（2023年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益	782,559	千円
------	---------	----

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	48,571	千円
器具備品	123,877	千円

（損益計算書関係）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

*1. 固定資産除去損の内訳

建物	33,039	千円
器具備品	10,841	千円
	43,881	千円

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700,000	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	利益剰余金	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(リース取引関係)

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
1年内	201,349 千円	199,590 千円
1年超	513,619 千円	314,028 千円
合計	714,968 千円	513,619 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第42期（2022年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	237,578	229,227	8,351
資産計	237,578	229,227	8,351

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未収収益
未払手数料
未払費用

第43期（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	233,498	225,235	8,263
資産計	233,498	225,235	8,263

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未収収益
未払手数料
未払費用
未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第42期(2022年12月31日)

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	229,227	-	229,227
資産計	-	229,227	-	229,227

第43期(2023年12月31日)

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	225,235	-	225,235
資産計	-	225,235	-	225,235

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第42期(2022年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,100	990	110
	小計	1,100	990	110
合計		1,100	990	110

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第43期(2023年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,027	73
	小計	2,100	2,027	73
合計		2,100	2,027	73

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	1,114	114	-

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	113,368	131,781
退職給付費用	123,909	71,059
退職給付の支払額	-	14,145
制度への拠出額	105,496	106,654
退職給付引当金の期末残高	131,781	82,041

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	770,786	826,162
年金資産	660,903	758,710
	109,883	67,452
非積立型制度の退職給付債務	21,898	14,589
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	131,781	82,041
退職給付に係る負債	131,781	82,041
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	131,781	82,041

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 123,909千円 当事業年度 71,059千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,100千円、当事業年度37,380千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	- 千円	18,984 千円
未払費用否認額	48,029 千円	55,275 千円
繰延資産償却額	5,196 千円	4,459 千円
未払事業税	15,219 千円	34,322 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	193,691 千円	224,729 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	40,690 千円	22,347 千円
減価償却資産	174 千円	128 千円
資産除去債務	44,824 千円	45,166 千円
その他有価証券評価差額金	34 千円	22 千円
未払事業所税	2,735 千円	2,745 千円
その他	7,298 千円	588 千円
繰延税金資産小計	357,890 千円	408,765 千円
評価性引当額	110,180 千円	96,015 千円
繰延税金資産合計	247,709 千円	312,750 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	30,122 千円	40,900 千円
繰延税金負債合計	30,122 千円	40,900 千円
繰延税金資産の純額	217,588 千円	271,850 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第42期 (2022年12月31日)	第43期 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実行税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.10%	
評価性引当金額	0.11%	
過年度法人税等	0.21%	
住民税均等割等	0.14%	
その他	1.83%	
税効果会計適用後の法人税などの負担率	39.58%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
期首残高	112,815 千円	146,388 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	143,757 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,233 千円	1,118 千円
資産除去債務の履行による減少額	111,417 千円	- 千円
期末残高	146,388 千円	147,505 千円

（収益認識関係）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	6,089,760	-	6,089,760
運用受託報酬	2,162,526	179,454	2,341,981
投資助言報酬	15,131	-	15,131
その他営業収益	1,791,854	-	1,791,854
合計	10,059,272	179,454	10,238,726

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	7,179,472	-	7,179,472
運用受託報酬	2,707,597	217,235	2,924,833
投資助言報酬	20,846	-	20,846
その他営業収益	1,816,212	-	1,816,212
合計	11,724,127	217,235	11,941,363

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）及び第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
6,925,622	1,478,347	1,737,776	96,981	10,238,726

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
8,187,590	2,046,803	1,602,304	104,665	11,941,363

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	役員の兼任あり	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	281,318	未収運用受託報酬	180,835
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	1,053,550	未収収益	620,330
								委託調査費等の支払など *2	48,822	その他未払金	131,746

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	867,265	未収運用受託報酬	211,919
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	597,396	未収収益	112,124
	アムンディ・インターミディエーション	フランス パリ市	15,713 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	投資サービスの提供	運用受託報酬 *1	356,203	未収運用受託報酬	273,550

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ アセットマ ネジメント	フランス パリ市	1,143,616 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	555,981	未収運用 受託報酬	223,246
							情報提供、コンサル ティング料(そ の他営業収益) *1	975,845	未収収益	782,559

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムン ディ・ルク センブル グ・エス・ エー	ルクセン ブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	923,902	未収運用 受託報酬	269,929

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
1株当たり純資産額	4,489.34 円	4,897.84 円
1株当たり当期純利益金額	260.41 円	666.82 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日)	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)
当期純利益(千円)	624,977	1,600,377
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	624,977	1,600,377
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

第43期(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,819,483
前払費用	92,161
未収入金	27,990
未収委託者報酬	2,359,482
未収運用受託報酬	968,997
未収投資助言報酬	10,279
未収収益	800,827
立替金	47,455
その他	1,204
流動資産合計	12,127,883
固定資産	
有形固定資産	*1
建物(純額)	423,123
器具備品(純額)	132,211
有形固定資産合計	555,335
無形固定資産	*1
ソフトウェア	36,939
のれん	406,097
無形固定資産合計	443,036
投資その他の資産	
金銭の信託	1,500,063
投資有価証券	1,000
長期差入保証金	233,133
繰延税金資産	239,722
投資その他の資産合計	1,973,920
固定資産合計	2,972,292
資産合計	15,100,176

(単位：千円)

当中間会計期間末
(2024年6月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	217,044
未払償還金	686
未払手数料	1,055,784
その他未払金	290,201
未払費用	464,333
未払法人税等	565,375
未払消費税等	204,668
賞与引当金	360,217
役員賞与引当金	107,275
流動負債合計	3,265,588
固定負債	
退職給付引当金	15,917
賞与引当金	36,989
役員賞与引当金	99,288
資産除去債務	148,068
固定負債合計	300,263
負債合計	3,565,852
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
資本剰余金合計	1,076,268
利益剰余金	
利益準備金	110,092
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	7,547,918
利益剰余金合計	9,258,011
株主資本合計	11,534,279
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	44
評価・換算差額等合計	44
純資産合計	11,534,324
負債純資産合計	15,100,176

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 2024年 1月 1日
		至 2024年 6月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,809,533
運用受託報酬		2,442,168
投資助言報酬		13,801
その他営業収益		946,885
営業収益合計		8,212,389
営業費用		4,438,368
一般管理費	*1	2,112,476
営業利益		1,661,544
営業外収益	*2	166,918
営業外費用	*3	232
経常利益		1,828,230
税引前中間純利益		1,828,230
法人税、住民税及び事業税		516,727
法人税等調整額		32,085
法人税等合計		548,812
中間純利益		1,279,417

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,500,000	1,500,000	1,500,000
中間純利益			1,279,417	1,279,417	1,279,417
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計			220,582	220,582	220,582
当中間期末残高	110,092	1,600,000	7,547,918	9,258,011	11,534,279

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	50	50	11,754,811
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,500,000
中間純利益			1,279,417
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	95	95	95
当中間期変動額合計	95	95	220,487
当中間期末残高	44	44	11,534,324

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2024年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	203,695千円
無形固定資産	197,557千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	31,811千円
無形固定資産	33,214千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

従業員賞与引当金戻入額	107,411千円
為替差益	56,737千円

*3 営業外費用のうち主要なもの

有価証券売却損	41千円
雑損失	191千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加(千株)	減少(千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(リース取引関係)

当中間会計期間末(2024年 6月30日)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 198,333 千円

1年超 214,861 千円

合計 413,195 千円

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,500,063	1,500,063	-
長期差入保証金	233,133	221,755	11,378
資産計	1,733,197	1,721,819	11,378

(注)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

未払法人税

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,500,063	-	1,500,063
資産計	-	1,500,063	-	1,500,063

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	221,755	-	221,755
資産計	-	221,755	-	221,755

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(2024年6月30日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,500,000	1,500,063	63
	小計	1,500,000	1,500,063	63
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,000	1,000	-
	小計	1,000	1,000	-
合計		1,501,000	1,501,063	63

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（2024年 6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	147,505千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	563千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	<u>148,068千円</u>

（収益認識関係）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	4,809,533	-	4,809,533
運用受託報酬	1,435,014	1,007,154	2,442,168
投資助言報酬	13,801	-	13,801
その他営業収益	946,885	-	946,885
合計	7,205,234	1,007,154	8,212,389

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
6,241,843	1,188,658	722,570	59,316	8,212,389

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客との守秘義務契約により開示ができないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日）

1株当たり純資産額 4,805円96銭

1株当たり中間純利益 533円09銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 1,279,417千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る中間純利益 1,279,417千円

期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称等、各ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表・写真等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス： <https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2024年2月29日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）の2024年3月13日から2024年9月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり/毎月決算型）の2024年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり/年2回決算型）の2024年3月13日から2024年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり/年2回決算型）の2024年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）の2024年3月13日から2024年9月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/毎月決算型）の2024年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年11月22日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/年2回決算型）の2024年3月13日から2024年9月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし/年2回決算型）の2024年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年8月29日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。